

原安防発 第 26 号
2022年11月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
佐藤 拓

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の社内組織改正の施行について

美浜発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）の第5章 第3節 附則の3. の社内組織改正について、2022年11月1日より施行しますのでご連絡いたします。

以上

添付資料

1. 美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p data-bbox="376 485 797 571">美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="472 954 703 1034"><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1249 491 1666 577">美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1341 944 1572 1024"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。</p> <p>a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム</p> <p>2. 集合・退避場所 所長室長は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、所長室長は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 緊急医療処置室等 所長室長は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 <u>計装保修課長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>14</p>	<p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。</p> <p>第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。</p> <p>a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム</p> <p>2. 集合・退避場所 所長室長は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、所長室長は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>3. 緊急医療処置室等 所長室長は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。</p> <p>4. 気象観測設備 <u>電気保修課長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>14</p>	<p>変更なし</p> <p>組織改正に伴う改正</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。また、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>5. 安全パラメータ表示システム <u>計装保修課長</u>は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>6. 安全パラメータ伝送システム (1) 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 (2) <u>電気保修課長</u>は、別表2-5-16に定めるデータをERSSに伝送するための安全パラメータ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。 (3) 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であるかを検討し、必要に応じ見直しする。</p> <p>7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等 <u>電気保修課長</u>および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>8. 原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室 (1) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設として、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を別表2-5-15により維持する。 (2) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-15に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。また、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>5. 安全パラメータ表示システム <u>電気保修課長</u>は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>6. 安全パラメータ伝送システム (1) 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 (2) <u>電気保修課長</u>は、別表2-5-16に定めるデータをERSSに伝送するための安全パラメータ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。 (3) 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であるかを検討し、必要に応じ見直しする。</p> <p>7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等 <u>電気保修課長</u>および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 なお、修理する場合は、必要に応じ代替手段を講じる。</p> <p>8. 原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室 (1) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設として、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を別表2-5-15により維持する。 (2) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-15に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。</p> <p style="text-align: center;">15</p>	<p>組織改正に伴う改正 (以下、同じ。)</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、美浜3号機の[特重フィルタベント]に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、美浜3号機の蓄電池(3系統目)に係る事項については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、美浜3号機の[<u>特重発電機</u>]、[<u>特重フィルタベント</u>]および<u>特重施設</u>に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、美浜3号機の蓄電池(3系統目)に係る事項については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第2章第5節4. 気象観測設備、5. 安全パラメータ表示システムおよび6. 安全パラメータ伝送システムのうち、「電気保修課長」は、「計装保修課長」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">附則の修正</p>